

リウマチ通信

2026 年 1 月号

リウマチ治療薬の費用について

関節リウマチの治療は多くの場合、メトトレキサートという抗リウマチ薬から始めます。ただし、メトトレキサートが十分効かない場合や、副作用で使えない場合には、生物学的製剤・分子標的薬（JAK 阻害薬など）が必要となることがあります。薬代は思った以上に高く、「高額療養費があっても負担が大きい」と感じるのは自然なことです。つらさを一人で抱え込まず、支払いの見通しや使える制度については、遠慮なくスタッフにご相談ください。以下、費用を抑えるための制度や治療の選択肢についてご説明します。

★薬剤費の自己負担（窓口で支払う割合）

～69 歳：3 割 70～74 歳：2 割（ただし現役並み所得がある方は 3 割）

75 歳以上（後期高齢者）：1 割（一定所得以上は 2 割、現役並み所得がある方は 3 割）

★高額（こうがく）療養費（りょうようひ）制度

1 か月の自己負担額には上限があり、年齢・所得で上限が決まります。外来での支払いと院外処方せん薬局での支払いは合算できます。制度を利用するためにいちばん簡単な方法は マイナ保険証を病院と薬局の両方で提示することです。受付で「限度額情報の表示（提供）に同意」すると、窓口の支払いが上限を超えにくくなります。

マイナ保険証を使わない場合は、事前に限度額適用認定証を準備して窓口で提示します。申請先は加入している保険によって異なります。分からない場合は受付やスタッフにお尋ねください。

★後続品について

生物学的製剤にも後続品があり、バイオシミラーと呼ばれています。歴史が長い薬ほど、後続品が広く使われるようになっていきます。バイオシミラーは、先発品と同じ成分をもとに作られ、効き目や安全性が同等であることが比較試験で確認されています。歴史が長い薬ほど、バイオシミラーがあり、新しい薬にはまだない場合があります。バイオシミラーは供給が時に不安定になること（在庫がない）ことがこの数年問題になっています。その間は先発品を処方できます。

★バイオシミラーは先発品の薬価と比べて 目安：6 - 7 割程度

高額療養費の上限に届かない方でも、バイオシミラーを選ぶことで、薬代を下げられることがあります。例として、ファイザーのエンブレル（先発品）には、持田製薬・日医工などのエタネルセプト（バイオシミラー）があります。

2 か月分 (8 本) をまとめて受け取った場合の目安は次の通りです。3 割負担：先発品 約 40,300 円 / 後続品 約 25,800 円 2 割負担：先発品 約 26,900 円 / 後続品 約 17,200 円
※端数処理や他の診療費との合算などで数十円程度ずれることがあります。

★多数該当

最初に自己負担額の上限を超えた月から、12 か月の間に 3 回上限を超えると、4 回目からは「多数該当」といって、自己負担の上限がさらに下がります。ただ、現役で働いている方は、そもそも月の上限まで届かないこともあり、この制度を使える方は限られます。

★高額な薬の費用は「1 か月」だけでなく「まとめ処方の月」で考える

生物学的製剤の自己注射は、薬が合っていて効果も安定してきたら、医師の判断で 2 か月分などをまとめて処方できる場合があります。支払いが 1 回の月にまとまることで、その月は上限に届きやすくなり、結果として 1 年全体の負担が軽くなる場合があります（ただし全員が得になるとは限らないので、事前にご相談ください）。

★以前から使われている薬ほど安くなっている

薬価は、研究や製造にかかるコスト・他の薬との比較などをもとに、国が決め、原則は 2 年に一度見直されます。近年は、これに加えて中間年にも見直されることがあります。そのため、以前から使われている薬ほど安くなっていることが多く、新しい薬は、これまでと違う効き方や、使いやすさに焦点を当てて開発されているため、高めになる傾向があります。

♡アクテムラ（自己注射のタイプ）の場合

発売当初の 38,200 円/本 ⇒ 2025 年：32,608 円へと約 5,600 円引き下げ。

3 割負担の方なら、1 本あたり約 1,700 円の負担減。一般には 1 カ月に 2 本使用。

♡ JAK 阻害薬も少しずつ薬価は引き下げられています。

例 標準使用量 1 日あたり ゼルヤンツ 10mg 5,078 円 ⇒ 4,521 円

スマイラフ 150mg 5,120 円 ⇒ 3,784 円

ジセレカ 200mg 4,972 円 ⇒ 4,159 円

注意：投与量はリウマチの病状や合併症によって上記より少ない場合があります。

★他の病院・薬局での支払い、家族の医療費との合算（世帯合算）

70 歳以上の方：病院や薬局が別でも、同じ月なら合算して計算されます。

69 歳以下（70 歳未満）の方：注意が必要です。医療機関ごとの 1 か月分の自己負担が「2 万 1 千円以上」のものだけが合算の対象です。例えば、下記の 2 か所とも 2 万 1 千円未満なので、合算の対象になりません。

例：ご本人の受診 ○○クリニック 診療 12,000 円 + 薬局 8,000 円 → 20,000 円

妻の受診 ◇◇病院 診療 3,000 円 + 薬局 2,000 円 → 5,000 円

主な参考資料

- 1) リウマチ医が知っておきたい 社会保険・福祉制度、在宅医療の基礎知識。日本リウマチ学会編集。
- 2) 全国健康保険協会 ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 2026/1/24 参照
- 3) 厚生労働省「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」（令和 7 年 4 月 1 日適用）